

川 本 町 業 務 委 託 仕 様 書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

業 務 名	令和7年度 社会資本整備総合交付金（防交）事業 川本町立都市公園長寿命化計画策定業務			道 川 名		
				業 務 位 置	邑智郡川本町 大字川本・因原・川下	
				業 務 の 種 類	計画策定業務	
契 約 の 方 法 及 び 条 件	契 約 方 法	制限付き一般競争入札			入札（見積） 場 所	川本町電子入札システム
	入札（見積） 日 時	令和7年5月30日 9時30分				
	入 札 金 保 証 金	免 除			契 約 金 保 証 金	入札公告5(2)イ(7)に該当 契約金額の10/100以上 それ以外のもの 免除
	前 金 払	無 ☒ 有 (ただし、契約金額が300万円以上に限る。)			最 低 制 限 格 価	設ける 設けない
	部 分 払	☒ 無 有 工期中一回以内 (ただし、契約金額により、回数は異なることがある。)			そ の 他 の 条 件	(1) 郵便入札は認めない (2) 再度入札は行わない
	予定完了期日	令和7年12月31日			現 場 説 明	☒ 無 有
契 約 の 内 容	区 分	契 約 年 月 日	着 手 年 月 日	竣 工 年 月 日	委 託 金 額 円	
	当初契約	・ ・	・ ・	・ ・		
	変更契約	・ ・	・ ・	・ ・		
	変更契約	・ ・	・ ・	・ ・		
	受 託 者 住 所 ・ 氏 名	住所 商号又は名称				
監 督 職 員	総括監督員			監督員		
	課長補佐 石橋健一			係長 小瀧匡紀		
記 事						

令和 7 年度

社会資本整備総合交付金（防安交）事業
川本町都市公園施設長寿命化計画策定業務

特記仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 社会資本整備総合交付金（防安交）事業
川本町都市公園施設長寿命化計画策定業務

2. 目 的

川本町では、地区公園（川本公園）1 カ所、街区公園（金比羅山児童公園、因原児童公園）2 カ所、計 3 カ所の都市公園を管理しているが、整備後 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進み、長寿命化対策（更新、修繕等）の必要性が生じている。また、街区公園については、近年の少子高齢化の進展等による利用者ニーズの変化により利用が減少し、その機能を十分に発揮していない状況も見られる。

本業務では、公園施設の長寿命化計画の策定を行う。策定にあたっては、町の都市公園のストック再編について検討するものである。

3. 業務対象

川本町内の公園緑地 3 箇所（下表及び次ページ位置図参照）

番号	公園名	種別	面積(ha)
1	川本公園	地区	6.50
2	金比羅山児童公園	街区	0.47
3	因原児童公園	街区	0.87

※街区公園の平均面積＝0.67ha

4. 工期

本業務の工期は、契約締結日の翌日～令和 7 年 1 2 月 3 1 日である。

＜計画対象公園位置図＞



5. 業務の内容

1) 予備調査

(1) 計画準備

町が提供する公園台帳等に基づき、各公園の基礎情報を「公園施設長寿命化計画策定指針案（改訂版）国土交通省（R7）（以下、指針案という）」に基づく「健全度調査票」、「長寿命化計画調書」等に取りまとめる。

合わせて、施設ごとに、「予防保全型管理候補施設」と「事後保全型管理施設」とに区分する。なお、この区分については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

(2) 現地調査

整理された「調査票」を元に、現地調査により公園施設の設置（新設、撤去）状況や利用状況、劣化や損傷の概要を整理する。

予防保全型管理候補施設、事後保全型管理施設とも、現地で目視により、劣化や損傷の進行状況等の確認を行う。

2) 健全度調査

予防保全型管理候補施設について、予備調査の結果に基づき、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、および安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。

判定の経緯と結果については、「健全度調査票」ならびに「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」に明記する。

< 予防保全型管理施設 >

① 一般施設

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの縮減が図れる施設を対象とし、以下のように細区分する。

種 別	施設の内容	川本公園	金比羅山 児童公園	因原児童 公園
一般施設 A	バックネット・バスケットゴール等、照明施設・引込柱・時計（高価なもの）、門・柵（高価なもの、転落防止目的等、柵は 200m 当りとする）	21 施設	4 施設	2 施設
一般施設 B	ステージ、デッキ、記念碑等（鋼製のモニュメント等）、噴水等			
一般施設 C	休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等（面積 10 m ² 以上）※	2 施設		1 施設
運動施設	野球場グラウンド、屋外プール、テニスコート	1 施設		

②遊具等施設

遊具は、以下に示す区分に応じて、町から「定期点検調査報告書」を提供するものとする。

種 別	川本公園	金比羅公園	因原公園	計
遊具 A	4 基			4 基
遊具 B	1 基			1 基

③建築物等

法令の規定等による定期点検結果や前回業務後の更新、改修、修繕等の資料を提供する。

対象建物一覧

種 別	川本公園	金比羅公園	因原公園
100 m ² 以下	4 施設 (便所、スコアボード、野球場 スタンド、多目的便所)	2 施設 (展望台、便所)	2 施設 (展望台、便所)
300 m ² 以下	2 施設 (野外音楽堂、 音楽研修棟)		
500 m ² 以下	2 施設 (プールハウス、 公園管理棟)		

④各種設備調査

建築物から独立して整備されている各種設備については、法令の規定等による点検や検査結果資料を町から提供する。対象設備は下記の通りである。

公園名	施設の内容	数量
川本公園	給水タンク×2、受電盤×2、浄化槽	5 施設

3) 防災対策調査

地域防災計画に位置付けのある川本公園における建物の耐震改修について調査判定を行い、公園に求められる機能が適切に発揮できているかを調査する。

(1) 機能発揮状況調査資料収集と与条件の整理

①資料収集と与条件の整理

調査対象公園の立地特性や環境特性、利用実態等について整理する。

②現地踏査等

公園全体の実態、周辺の状況等について調査する。

(2) 総合判定

公園全体の実態、周辺の状況等について整理し、防災機能の適正度について判定を行う。

(3) 調査判定票取りまとめ

上記の調査結果、防災機能の適正度判定の結果を調査判定票として取りまとめる。

4) 公園機能適正化調査

対象となる公園ごとに公園に求められる機能が適切に発揮できているかを調査する。

公園の適切な利用促進や将来にわたる機能の保持という観点から、対象となる公園を公園敷地なおだけではなく周辺の状況も考慮し、適切な機能を果たしているか否かについて検証し、必要に応じてリニューアルの方向性を明確にするために行う。

(1) 機能発揮状況調査資料収集と与条件の整理

①資料収集と与条件の整理

調査対象公園の立地特性や環境特性、利用実態等について整理する。

②現地踏査等

公園全体の利用実態、周辺の状況等について調査する。

(2) 総合判定

公園全体の利用実態、周辺の状況等について整理し、公園機能の適正度について判定を行う。

(3) 調査判定票取りまとめ

上記の調査結果、公園機能の適正度判定の結果を調査判定票として取りまとめる。

5) 長寿命化計画の検討と策定

(1) 基本方針の設定

方針の設定に当たっては、下記の3カ所の公園のストック再編検討結果に基づき、施設の健全度のみならず、個々の公園の目指すべき姿、機能を反映した計画となるよう留意する。

- ・ 3公園の機能分担の方向性の検討
- ・ 個別の公園の機能、役割の検討
- ・ スtock再編計画（機能再編、リニューアル等）
- ・ 事業計画の検討（事業期間、事業費等→長寿命化計画との調整）

個々の施設については、予防保全的管理を前提として、その詳細について検討する。

具体的には、次回以降の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修についてその内容や頻度ならびに更新時期の判断に関する方針などについて、取りまとめる。

(2) 公園施設の長寿命化対策の検討

基本方針に基づき、公園施設ごとに具体的な長寿命化対策を検討し、その費用を算出する。計画期間を設定し、その間における長寿命化対策とその費用について検討する。基本的には予防保全型施設が中心となるが、合わせて事後保全型施設についても検討する。最終的に、個別施設の計画を並べ、公園全体としての平準化を図り、さらには町内の公園施設についての平準化について検討する。

- ① 計画期間などの設定
- ② 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策の検討
- ③ 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の算出
- ④ 事後保全型管理施設に対する検討
- ⑤ 年次計画の検討

(3) ライフサイクルコストの算出

指針案に基づき、予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針案に基づくとともに監督員との協議により決定する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストが事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は、施設ごとに「比較表」として取りまとめる。

4) 公園施設長寿命化計画書及び報告書の作成

以上の検討結果を、それぞれの公園ごとの長寿命化計画として取りまとめ、その結果を「公園施設長寿命化計画調書」(様式1～3)として、川本町全体について取りまとめる。

また、以上の結果を、公園施設長寿命化計画報告書(計画調書、点検表等、ストック再編計画含む)として取りまとめる。

6. 成果品

公園施設長寿命化計画報告書	A4版簡易製本	1部
(ストック再編計画含む)	電子データCD-R	2枚

報告書に記載する調書および点検調査票等の内容は以下の通りとする。

- ・公園施設長寿命化計画調書(総括表)・・・・・・・・(様式1)
- ・公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)・・・・・・・・(様式2)
- ・公園施設長寿命化計画調書(公園施設種類別現況)・・(様式3)
- ・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等(ライフサイクルコスト算出根拠)
- ・各種施設の点検調査表